

鹿嶋中継施設運営・運搬業務委託発注支援
業務仕様書

令和5年4月

鹿島地方事務組合

第1章 総則

第1節 業務名称

鹿嶋中継施設運営・運搬業務委託発注支援業務

第2節 業務の目的

本業務は、鹿嶋地方事務組合（以下「本組合」という。）が設置・管理する鹿嶋中継施設の運営・運搬業務委託について、幅広い知識及び高度な専門能力を有し、的確な課題分析と解決が可能な専門家の支援を受け、入札説明書、落札者の決定、委託契約の締結等に向けた資料の作成を行うことを目的とする。

第3節 業務期間

契約締結日から令和6年1月15日まで

第4節 適用範囲

本委託仕様書は、本組合が実施する「鹿嶋中継施設運営・運搬業務委託発注支援業務」に適用するものである。また本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的内容について定めるものであり、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、本組合と協議のうえ受託者の責任において、すべて完備しなければならない。

第5節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアルをはじめ、関係法令等を遵守しなければならない。

第6節 疑義の解決

受託者は、本仕様書内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、すみやかに本組合と協議を行い本組合の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第7節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を確保するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第8節 関係官公署等との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

また、本組合が官公署等との協議、委員会、協議会等の開催を必要とする場合、受託者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行わなければならない。

第9節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、本組合が必要と判断した場合、本組合と受託者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第10節 配置技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者として技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画及び廃棄物処理）、照査技術者として技術士（総合技術監理部門：衛生工学）、電気担当技術者として技術士（電気電子部門）の資格者を配置しなければならない。兼務は認めない。

また、各技術者は、自社の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で1年以上の雇用関係）が確認できる書類（健康保険被保険者証）の写しを提出すること。

第11節 技術者の交代

管理技術者及び担当技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、その理由及び新たに配置

する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を本組合に提出し、承諾を受けること。

第12節 議事録及び報告書

受託者は、打ち合わせ及び協議のつど、その内容に対する議事録を作成し、本組合に提出しなければならない。

第13節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本組合が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本組合に提出し、業務の完了とともに返却すること。

第14節 成果品の検査と納品

受託者は業務完了に際し、すみやかに業務完了検査願及び本委託仕様書に指定された提出図書一式を提出し、本組合検査員による業務完了検査を受けなければならない。検査合格後、業務完了届、成果品引渡し書を提出し、本委託業務の完了とする。

第15節 提出書類

受託者は、業務の着手に際し、本組合が定める次の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書に定める書類
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務体制表
- (5) 配置技術者届及び経歴書

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

- (1) 業務完了届
- (2) 成果物引渡し書
- (3) 請求書

第16節 成果品等

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 鹿嶋中継施設運営事業者選定業務報告書 (A4 版) | 3 部 |
| (2) 運搬事業者選定業務報告書 (A4 版) | 3 部 |

- | | |
|------------------|-----|
| (3) 上記原稿を納める電子媒体 | 各1式 |
| (4) 打合せ議事録 (A4版) | 1式 |

第2章 特記仕様書

第1節 施設概要

鹿嶋中継施設の概要は以下の通りとする。

第1項 施設能力

- (1) 搬送能力：91t/日
- (2) 貯留能力：1,950m³

第2項 建設場所

鹿嶋市平井 2264 番地

第3項 敷地面積

6,410.15 m²

第4項 処理対象ごみ

- (1) 家庭系可燃ごみ
台所ごみ（生ごみ）等，特殊加工紙・紙くず等，家庭用廃食油，雑草・木くず等，プラスチック類
- (2) 事業系可燃ごみ

第5項 主要設備方式

- (1) 中継設備
コンパクト・コンテナ方式
- (2) 貯留施設
ピット方式

第6項 搬出入条件

- (1) 搬入日
年末年始4日の休みを除く週6日（月～土）
- (2) 搬入時間
8：30～16：00（昼休憩なし）
- (3) 搬送時間
8：30～15：00
- (4) 施設稼働時間
搬入時間及び搬送時間に合わせた運転時間とする。
- (5) 搬送距離
新可燃ごみ処理施設：新施設から 16.3km(片道)

(6) 搬出入車両等

1) 搬入車両

バッカー車：4 t

コンテナ車：脱着装置付コンテナ専用車

長さ 5,890mm×幅 2,190mm×高さ 2,410mm 最大積載量 3,850kg

平ボディ車、普通自動車

2) 搬出車両

脱着ボデートラック 8トン アームロール

長さ 7,620mm×幅 2,490mm×高さ 2,790mm 最大積載量 11,100kg

3) 搬出用コンテナ

自力脱着車両用クローズドコンテナ

数量 8 台、容量約 1.8 m³/台、二枚蓋板着脱型

全長 5,210mm×全幅 2,450mm×全高 2,410mm , SS400 相当、質量 約 3,200kg

第 2 節 見積用仕様書の作成と提案図書等の精査

事業費を把握するため見積用の仕様書を作成し、事業者より見積書及び提案図書の提出を受け、見積用仕様書との整合及び見積書と提案図書との整合も精査する。

第 1 項 見積用仕様書の作成

第 2 項 見積書及び提案図書の精査

- (1) 見積用仕様書との整合
- (2) 見積書と提案図書の整合
- (3) 事業者からのヒアリング（必要に応じて）

第 3 節 事業費の算出

事業者から取得した見積書を元に本事業の事業費の算出を行う。

第 4 節 募集要項（入札説明書）の作成

第 1 項 募集要項（入札説明書）

- (1) 事業の概要
- (2) 事業実施の前提条件
- (3) 事業者の募集要項

第2項 要求水準書の作成

見積用仕様書及び提案図書を基に要求水準書を作成する。

第3項 契約図書（案）の作成

- (1) 基本協定書（案）
- (2) 委託事業契約書（案）

第5節 参加資格要件の確認等（一次審査の支援）

参加資格要件の確認及び結果公表についての支援を行うこと。

第6節 提案図書の審査支援（二次審査の支援）

事業者からの提案図書等の審査及び審査資料の作成

第7節 協定及び契約の締結に係る支援

当組合と事業者との間で締結する基本協定書及び事業契約書の、協定・契約に係る交渉及び締結の支援を行う。

以上